

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

## 総社市規則第17号

### 総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後条項等とし、移動号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>（確認申請書の添付図書）</p> <p>第3条 法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令で定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>（1） <u>法の規定に基づく許可若しくは認定又は県条例の規定に基づく認定を受けた建築物を建築する場合 当該許可又は認定の通知書の写し並びに申請書に添えた配置図及び各階平面図の写し</u></p> <p>（2） 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、又は<u>これらの用途を伴う建築物を建築する場合 危険物の数量表兼工場・事業調書</u></p> <p>（3） 政令第137条の2から第137条の12まで又は<u>第137条の16（第2号に限る。）</u>に規定する範囲内において既存の建築物<u>（法第8</u></p>	<p>（確認申請書の添付図書）</p> <p>第3条 法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令で定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>（1） <u>県条例第3条第2項第4号の規定により、がけに近接して居室を有する建築物を建築する場合 がけの上、下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、高さ等を明示した図書</u></p> <p>（2） 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、又は<u>これ</u>の用途を伴う建築物を建築する場合 <u>工場調書（様式第1号）</u></p> <p>（3） 政令第137条の2から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様</p>

改正後	改正前
<p><u>6条の7第2項に規定する場合においては、同項の当該増築等をする独立部分に限る。</u>)を増築し、改築し、<u>移転し</u>、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合 <u>既存不適格調書</u></p> <p>(4) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途を変更する場合 <u>不適格特殊建築物調書</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、建築主事が必要と認める図書</u></p> <p>(名義変更等)</p> <p>第5条 建築主は、法第6条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届を建築主事又は指定確認検査機関に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>工事施工者の決定又は変更</u></p> <p>(4) <u>敷地の地名地番の変更</u></p> <p>2 指定確認検査機関は、前項の<u>提出</u>を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(取りやめ届等)</p> <p>第6条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届に確認済証を添</p>	<p>替えをする場合 <u>不適格建築物調書(様式第2号)</u></p> <p>(4) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途を変更する場合 <u>不適格特殊建築物調書(様式第3号)</u></p> <p>(名義変更等)</p> <p>第5条 建築主は、法第6条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届<u>(様式第4号)</u>を建築主事に<u>提出するか、又は所定の様式により指定確認検査機関に届け出</u>なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建築主の住所又は氏名の変更</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>工事監理者の住所又は氏名の変更</u></p> <p>2 指定確認検査機関は、前項の<u>届出</u>を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(取りやめ届等)</p> <p>第6条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届<u>(様式第5号)</u></p>

改正後	改正前
<p>えて建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>2 法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請をした者は、当該申請に係る確認、許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、申請取下書を市長又は建築主事に提出しなければならない。</p> <p>3 指定確認検査機関は、第1項の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(確認申請手数料等の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の定めるところにより、総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）第3条の規定により、別表第3に規定するそれぞれの申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）を免除するものとする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項（第1項第2号を除く。）の規定により確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、各申請書を提出する際に、<u>確認申請手数料等減免申請書</u>に地方公共団体の発行する<u>罹災証明書</u>その他の必要な証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、確認申請手数料等の減額又は免除を受けた者が当該建築物又は建築設備若しくは工作物について当該減額又は免除を受けた手数料以外の確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとするときは、当該証明書を添えることを要しない。</p> <p>(許可申請の添付図書等)</p> <p>第8条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書（法第87</p>	<p>に確認済証を添えて建築主事に提出するか、又は所定の様式により指定確認検査機関に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>2 法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請をした者は、当該申請に係る確認、許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、申請取下書（様式第6号）を市長又は建築主事に提出しなければならない。</p> <p>3 指定確認検査機関は、第1項の<u>届出</u>を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(確認申請手数料等の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の定めるところにより、総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）第3条の規定により、別表第3に規定するそれぞれの申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）を免除するものとする。<u>ただし、第1号の場合は、同別表第3第2項に規定する申請手数料を除き、確認申請手数料等を免除するものとする。</u></p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項（第1項第2号を除く。）の規定により確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、<u>確認申請書を提出する際に、確認申請手数料減免申請書（様式第7号）、完了検査申請手数料減免申請書（様式第7号）、中間検査申請手数料減免申請書（様式第7号）、許可申請手数料減免申請書（様式第7号）、認定申請手数料減免申請書（様式第7号）、承認申請手数料減免申請書（様式第7号）、認定又は許可の取消し申請手数料減免申請書（様式第7号）</u>に地方公共団体の発行する<u>り災証明書</u>その他の必要な証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、確認申請手数料等の減額又は免除を受けた者が当該建築物又は建築設備若しくは工作物について当該減額又は免除を受けた手数料以外の確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとするときは、当該証明書を添えることを要しない。</p> <p>(許可申請の添付図書等)</p> <p>第8条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書（法第87</p>

改正後	改正前												
<p>条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第67条の3第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項又は法第85条第3項若しくは第5項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p>	<p>条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第67条の2第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項又は法第85条第3項若しくは第5項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p>												
<p>(1) 次の表に掲げる図書</p>	<p>(1) 次の表に掲げる図書</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 718 421 758">図書の種類</th> <th data-bbox="421 718 1120 758">明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 758 421 798">付近見取図</td> <td data-bbox="421 758 1120 798">方位、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 798 1120 837">略</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 718 1388 758">図書の種類</th> <th data-bbox="1388 718 2092 758">明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 758 1388 798">付近見取図</td> <td data-bbox="1388 758 2092 798">方位、道路及び目標となる地物 <u>(1/2,500の都市計画図)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1120 798 2092 837">略</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 <u>(1/2,500の都市計画図)</u>	略	
図書の種類	明示すべき事項												
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物												
略													
図書の種類	明示すべき事項												
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 <u>(1/2,500の都市計画図)</u>												
略													
<p>(2) 法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、次の表に掲げる図書</p>	<p>(2) 法第56条の2、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、次の表に掲げる図書</p>												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 877 1120 917">略</td> </tr> </tbody> </table>	略	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 877 2092 917">略</td> </tr> </tbody> </table>	略										
略													
略													
<p>(3) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書又は第6項ただし書の規定による許可を申請しようとする者にあつては、<u>危険物の数量表兼工場・事業調査</u></p>	<p>(3) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書又は第6項ただし書の規定による許可を申請しようとする者にあつては、<u>工場調査(様式第1号)</u></p>												
<p>(4) 法第55条第3項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、追加調査</p>	<p>(4) 法第55条第3項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、追加調査 <u>(様式第8号)</u></p>												
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>												
<p>2 法第53条第4項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p>	<p>2 法第53条第4項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p>												
<p>(1) 次の表に掲げる図書</p>	<p>(1) 次の表に掲げる図書</p>												

改正後		改正前	
図書の種類	明示すべき事項	図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 <u>(1/2,500の都市計画図)</u>
略		略	
(2)～(4) 略		(2)～(4) 略	
<p>3 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書若しくは法第51条ただし書に関する部分の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 次の表に掲げる図書</p>		<p>3 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書若しくは法第51条ただし書に関する部分の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 次の表に掲げる図書</p>	
図書の種類	明示すべき事項	図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 <u>(1/2,500の都市計画図)</u>
略		略	
(2) 略 (認定申請の添付図書等)		(2) 略 (認定申請の添付図書等)	
<p>第9条 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、<u>政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号</u>の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 次の表に掲げる図書</p>		<p>第9条 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項<u>又は政令第131条の2第2項若しくは第3項</u>の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 次の表に掲げる図書</p>	
図書の種類	明示すべき事項	図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 <u>(1/2,500の都市計画</u>

改正後	改正前
略	略
<p>(2) 略</p> <p>(3) 法第44条第1項第3号, 法第55条第2項, 法第57条第1項, 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項, 第68条の4, 法第68条の5の2, 法第68条の5の5第1項若しくは第2項, 法第68条の5の6又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定を申請しようとする者にあつては, 追加調査</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者にあつては, 既存不適格調査</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>2 法第86条の8第1項の規定による認定を申請しようとする者は, 当該全体計画が法第6条の3第1項に規定する確認審査を要するものであるときは, 省令第10条の23第1項から第5項までに規定する図書及び書類のほか適合判定通知書又はその写しを添えて, 市長に提出するものとする。</u></p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請の添付図書等)</p> <p>第11条 法第86条第1項から第4項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて, 市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか, 省令第10条の16第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書面には, 同意した者の印鑑証明書を添えるものとする。</p> <p>3 法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 省令第1</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 法第44条第1項第3号, 法第55条第2項, 法第57条第1項, <u>法第68条第5項</u>, 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項, 第68条の4, 法第68条の5の2, 法第68条の5の5第1項若しくは第2項, 法第68条の5の6又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定を申請しようとする者にあつては, 追加調査<u>(様式第8号)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請の添付図書等)</p> <p>第11条 法第86条第1項から第4項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて, 市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧<u>(様式第9号)</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか, 省令第10条の16第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書面<u>(様式第10号)</u>には, 同意した者の印鑑証明書を添えるものとする。</p> <p>3 法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は, 当該申請書の正本及び副本に, それぞれ, 省令第1</p>

改正後	改正前
<p>0条の16第2項第1号及び第2号又は第3項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 省令第10条の16第2項第2号に規定する書面は、当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した<u>ものとする。</u></p> <p>5 省令第10条の16第3項第2号に規定する同意を得たことを証する書面には、同意した者の印鑑証明書を添えるものとする。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の取消しの申請の添付図書等)</p> <p>第12条 法第86条の5第2項又は第3項の規定による認定又は許可の取消しを申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 取消対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、省令第10条の21第1項第2号に規定する全員の合意を証する書面には、合意した者の印鑑証明書を添えるものとする。</p> <p>(<u>特定建築物の定期調査報告</u>)</p> <p>第14条 略</p> <p>(<u>特定建築設備等の定期検査報告</u>)</p> <p>第15条 略</p> <p>(<u>道路の位置の指定申請書等</u>)</p> <p>第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定 (<u>変更・廃止</u>) 申請書に権利者の一覧及び承諾書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>0条の16第2項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧 (<u>様式第9号</u>)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 省令第10条の16第2項第2号に規定する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面 (<u>様式第11号</u>) による。</p> <p>5 省令第10条の16第3項第2号に規定する同意を得たことを証する書面 (<u>様式第10号</u>) には、同意した者の印鑑証明書を添えるものとする。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の取消しの申請の添付図書等)</p> <p>第12条 法第86条の5第2項又は第3項の規定による認定又は許可の取消しを申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 取消対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧 (<u>様式第9号</u>)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、省令第10条の21第1項第2号に規定する全員の合意を証する書面 (<u>様式第12号</u>) には、合意した者の印鑑証明書を添えるものとする。</p> <p>(<u>特殊建築物の定期調査報告</u>)</p> <p>第14条 略</p> <p>(<u>昇降機等の定期検査報告</u>)</p> <p>第15条 略</p> <p>(<u>道路の位置の指定申請書等</u>)</p> <p>第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定 (<u>指定変更・指定廃止</u>) 申請書 (<u>様式第14号(その1)</u>) に権利者の一覧 (<u>様式第15号</u>) 及び承諾書 (<u>様式第16号</u>) その他市長が必要と認める図書を添</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止の決定をしたときは、道路の位置の指定（<u>変更・廃止</u>）通知書を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>（道路等に関する事業の施行区域内における道路の位置の指定の廃止）</p> <p><u>第16条の2 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による供用開始がなされた幅員4m以上の道路の区域内に存する指定道路（前条第3項の規定により道路の位置の指定を受けた道路をいう。以下同じ）は、当該区域内に存する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る残存部分で、特に必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合、又は前項の規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合は、その旨を公告しなければならない。</u></p> <p>（工事監理状況の報告）</p> <p>第23条 工事監理者等は、法第12条第5項の規定により建築主事等から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書を提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項及び様式に関しては、市長が別に定める。</p>	<p>えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止の決定をしたときは、道路の位置の指定（<u>指定変更、指定廃止</u>）通知書（<u>様式第14号（その2）</u>）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>（工事監理状況の報告）</p> <p>第23条 工事監理者等は、法第12条第5項の規定により建築主事等から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書（<u>様式第17号</u>）を提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>様式第1号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第5号（第6条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第6号（第6条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
	<u>様式第7号（第7条関係）</u> 略 <u>様式第8号（第8条，第9条関係）</u> 略 <u>様式第9号（第11条，第12条関係）</u> 略 <u>様式第10号（第11条関係）</u> 略 <u>様式第11号（第11条関係）</u> 略 <u>様式第12号（第12条関係）</u> 略 <u>様式第13号（第14条関係）</u> 略 <u>様式第14号（第16条関係）</u> 略 <u>様式第15号（第16条関係）</u> 略 <u>様式第16号（第16条関係）</u> 略 <u>様式第17号（第23条関係）</u> 略

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。